

## 事業主が若年性認知症の方を雇用する上での 支援サービスがあります！

若年性認知症といっても、人によってその症状、進行はさまざまです。

若年性認知症の発症と同時に就労が困難になるわけではないので、**支援機関や支援制度を活用したり、症状に応じた職務内容の変更や配置転換を行うなどの取組により**、若年性認知症の方の**雇用継続の可能性は広がります**。

ハローワークなど全国の支援機関では、若年性認知症の方の就労に伴い、助成金の支給や相談窓口の設置など、各種支援サービスをご用意しています。

事業主の皆さまは、若年性認知症に関する理解を深め、支援機関と連携して、若年性認知症の方の雇用継続をはじめとする就労支援サービスをご利用ください。

### 若年性認知症を正しく理解しましょう

若年性認知症とは、**65歳未満に発症する認知症**をいいます。

若年性認知症の推定発症年齢の平均は51歳程度と働き盛りの年代であることから、本人や家族の問題だけでなく、就労などの社会的な問題が発生します。※

若年性認知症の症状には、直前のことを忘れてしまう記憶障害や抑うつなどがあるため、発症後の早い段階で適切な支援につなげることが重要です。

※ 厚生労働省「若年性認知症の実態と対応の基盤整備に関する研究」（平成21年3月）

### 雇 用 事 例

#### 【事例1：配置転換により雇用継続された例】

高校卒業後、長年自動車販売会社営業職として勤務してきた男性。40歳になった頃より、「顧客の顔が覚えられない」「道に迷う」等が見られるようになり、精神科を受診するが改善が見られず。その後、意識障害が生じたことから総合病院を受診したところ、若年性アルツハイマー型認知症の疑いとの診断を受ける。

診断を受けたことで繋がりを持った若年性認知症家族会からの勧めもあり、高次脳機能障害支援拠点病院及び地域障害者職業センターの支援により、記憶障害の補完方法を習得するとともに職場にも症状を踏まえた職業生活の見直しを相談し、洗車業務担当へ配置転換がなされ雇用継続に至った。

※裏面に事例2を掲載

### 就労支援のサービス窓口

若年性認知症の方の就労に伴うサポートは、都道府県労働局やハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどの各種支援機関で実施していますので、相談してみましょう。

各種就労支援サービスなどは裏面へ



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

## 【事例2：就労支援機関と相談、ジョブコーチ支援を利用し再就職した例】

長年、介護職やケアマネージャーとして働いてきた61歳、女性。「何度も同じことを言う」「同じ書類を作る」等の行動が見られ、本人も物忘れを自覚したことから認知症専門クリニックを受診し診断を受ける。治療を受けながら雇用継続について職場と相談するが不調。

退職後、ハローワーク、地域障害者職業センターと相談し、「仕事内容を絞り込み、手順の確認をきちんと行えば、できる仕事はある」と自信を得て再就職活動を進め、障害を開示の上、ジョブコーチ支援事業を活用し、清掃・シーツ交換等の介護補助作業での再就職に至った。



## 若年性認知症の方の就労に伴う各種支援サービスなど

<http://www.nivr.jeed.or.jp/download/kyouzai/kyouzai50.pdf>



### ■ 法定雇用率へのカウント（※障害者手帳取得者）

- ・ 障害者手帳を取得されている方は障害者の法定雇用率制度の対象となります。

### ■ 各種助成金の活用（※障害者手帳取得者など）

- ・ 障害者の雇入れや職場定着に取り組む事業主に対する各種助成金があります（※障害者手帳取得者など）。
    - 相談窓口 都道府県労働局 <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>  
公共職業安定所（ハローワーク） <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>
  - ・ 事業主が、障害のある方を雇用するために、職場の施設・設備の設置または整備や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行った場合に、事業主に対して助成します（※障害者手帳取得者）。
    - 相談窓口 （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪では高齢・障害者窓口サービス課） <http://www.jeed.or.jp/location/shibu/>
- ※ 若年性認知症と診断された方は、「精神障害者保健福祉手帳」の交付対象となります。また、原因疾患により身体に障害のある方は「身体障害者手帳」の交付対象にもなります。ただし、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳の交付は、個々の障害の状態などによって判断されるため、申請すれば必ず交付されるものではないことにご留意ください。



### ■ 公共職業安定所（ハローワーク）を中心としたチーム支援

- ・ ハローワークが中心となって、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関、福祉機関など地域の支援機関が連携し、若年性認知症の方の就職から職場定着までの一貫した支援を実施します。➢ 相談窓口 公共職業安定所（ハローワーク） <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>



### ■ 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業

- ・ ジョブコーチが職場に出向き、きめ細かな人的支援を行います。障害者本人に対して、職場に適応するための作業やコミュニケーションに関する支援を行うとともに、事業主や職場の上司、同僚に対して、対象障害者との関わり方や作業指導の方法に関する助言、障害の理解についての啓発を行います。また、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案します。
  - 相談窓口 地域障害者職業センター <http://www.jeed.or.jp/location/chiiki/>



### ■ 地域障害者職業センター

- ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構により、各都道府県に1か所（+ 5か所の支所）設置されています。ハローワークや地域の就労支援機関と連携して、障害者や事業主に対して専門的な職業リハビリテーションサービスを提供しています。
  - 相談窓口 地域障害者職業センター <http://www.jeed.or.jp/location/chiiki/>



### ■ 障害者就業・生活支援センター

- ・ 就職や職場への定着に当たって就業面や生活面の支援を必要とする障害者を対象として、身近な地域で雇用、保健福祉、教育などの関係機関との連携拠点として連絡調整などを行いながら、就業やこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行います（都道府県知事が指定する社会福祉法人などが運営しています）。
  - 相談窓口 障害者就業・生活支援センター  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000146183.pdf>

